（準用）

第二百二十八条の九　再生医療等製品については、第二百十条の二、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第三項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二の二から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十条の二	法第五十二条第一項	法第六十五条の三
医薬品	再生医療等製品	
（略）	（略）	（略）
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の再生医療等製品の製造の用に供するため再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する再生医療等製品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（第三項及び第二百二十八条の十の三において「製造専用再生医療等製品」という。）
（削る）	（削る）	（略）
（削る）	（削る）	（略）
第二百十四条第三項	製造専用医薬品	製造専用再生医療等製品
法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで	法第六十八条の二第二項第三号ロからホまで	
法第五十二条第一項	法第六十五条の三	
（削る）	（削る）	（削る）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百二十八条の八　法第六十五条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

（準用）

第二百二十八条の九　再生医療等製品については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項及び第二百十八条から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の再生医療等製品の製造の用に供するため再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する再生医療等製品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（次項において「製造専用再生医療等製品」という。）
（略）	（略）	（略）
第二百十四条第二項	製造専用医薬品	製造専用再生医療等製品
法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二	法第六十五条の三第一号及び第六十五条の四	
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第二百十六条の八	法第五十二条の三第二項	法第六十五条の五において準用する法第五十二条の三第二項